

40年ぶり民法大幅改正

相続配偶者優遇へ

相続分野で40年ぶりに、大幅な民法改正が行われました。7月に公布され、原則1年以内に施行されます。改正の柱は配偶者居住権の新設や、亡くなった義父母の介護をした女性ら相続人ではない人が相続人に金銭を請求できる制度を盛り込んだこと。残された配偶者に配慮し、相続人ではない親族の介護への貢献を評価する内容となりました。各地のJ Aが説明会を開き、相談に乗る動きも広がっています。事例を基に改正内容を紹介します。

住み続ける権利新設

新設された「配偶者居住権」は、自宅に住み続ける権利です。制度新設の目的は、①配偶者が住居を失うことを防ぐ②老後の生活資金を確保する——ことです。現行制度では、自宅しか遺産がない場合、自宅を

「負担付き所有権」の価値を引く方法を示します。「負担付き所有権」は建物の築年数、居住者の平

ことがありました。改正法施行後は、相続する住居の権利を「配偶者居住権」と、居住権があることを前提にした「負担付き所有権」に分けることができます。居住権を相続すれば、預貯金などの他の財産を、現行制度下より多く受け取ることができ

図1 改正で新設された配偶者居住権の制度
(例)相続人が妻と子で、遺産が自宅(2000万円)と預貯金(3000万円)、配偶者居住権の評価額を1000万円とした場合。妻と子との相続分=1:1(妻2500万円 子2500万円)

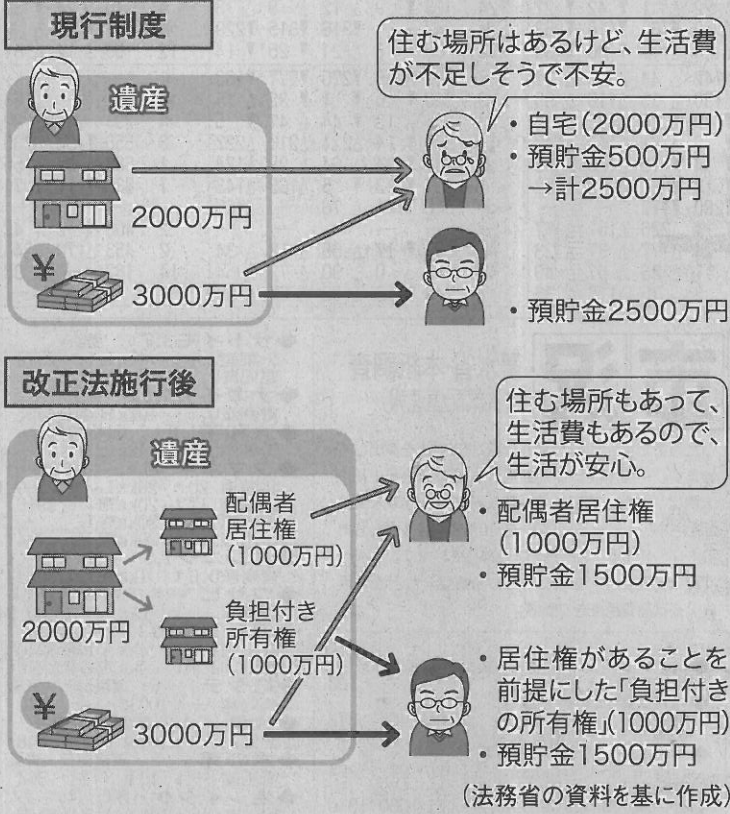
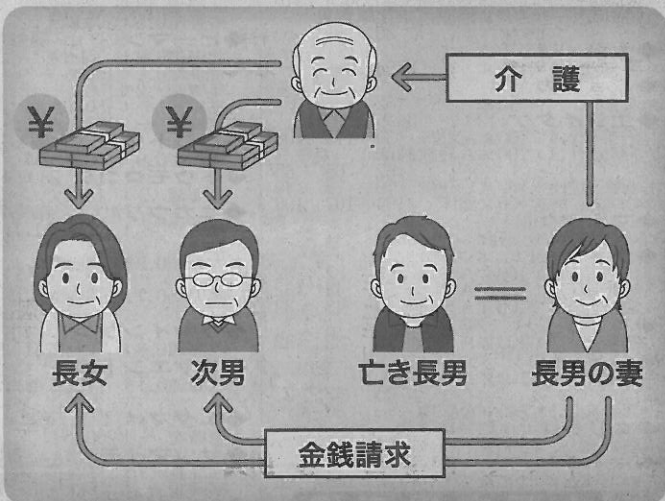


図2 相続人でない親族の介護などの貢献を評価する制度

(例)「亡き長男」の妻が、義父の介護をしていた場合



(法務省の資料を基に作成)

均余命などで算定。難しい場合は、不動産鑑定士や税理士に相談しましょう。残された配偶者の生活資金に配慮する改正が、もう一つあります。結婚後、20年を経過した夫婦間で自宅の贈与があった場合、遺産分割の対象としないことになり

なりました。自宅は遺産に含まず、預金などの財産を配偶者と子で分割します。2人で分けた場合、配偶者は自宅を所有した上で預金の半額も相続します。生前に贈与していなくても、遺言書で贈与の意思を示していれば成立します。

金額は、基本的には請求者と相続人で話し合ってください。合意に至らない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることになります。法務省は「金額は、専門の介護業者に依頼した際の費用などが基準になる」としています。

争い避ける最善策 一番は遺言書作成

相続に詳しいランドマーク税理士法人の清田幸弘税理士は「今回の法改正で、配偶者や義父母の介護をする女性らの立場は強くなった。ただし、争族を避けるために一番良いのは、遺言書で内容を決めておくことだ」と指摘します。

介護、看病貢献を評価

息子の妻による義父母の介護など、相続人ではない親族が被相続人の介護や看病をすることが多いのが現状です。従来は遺言書がない限り、介護をした人は相

3年後の全国集会
総会で参加促す

鳥根「女の階段」
グループ「みちくさ」

鳥根県の日本農業新聞「女の階段」の愛読者グループ「みちくさ」は、出雲市で2日間にわたり総会を開きました。写真。メンバー8人が参加。西日本豪雨の影響で参加できなかったメンバーの安否を電話で



確認し、近況を報告し合いました。
3月に三重県で開かれた

全国集会の出席者から報告がありました。3年後は隣の鳥根県で全国集会が行われるため、多くのメンバーが参加することを決めました。近況報告では健康や農業経営、後継者の問題を共有し、励まし合いました。

2日目は大田市の旭養鶏を見学し、茶わん蒸しや卵豆腐といった加工品作りについて話を聞きました。